

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成24年5月1日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

(仮称) 上用賀公園基本計画作成及び住民参加会議運営委託

#### (2) 業務内容

(仮称) 上用賀公園は、既存樹木をいかした地域住民の交流や憩いとなる場として、また防災機能をもった公園として、平成27年度末を目途に整備・開園を予定している公園である。このことから、平成24年度においては基本計画作成することとしている。また本公園の基本計画作成にあたり、広く区民の声を聞く必要があるため、近隣住民等の参加・協力を得る機会を持ちながら、計画作成する必要がある。

以上のことから、(仮称) 上用賀公園の整備について、基本計画作成のための調査、検討を行い、基本計画案を作成する。また、その検討に際し、地域の住民、団体(町会・自治会、その他関係諸団体)を含めた公園検討会の運営を行うとともに、検討会における検討内容等をまとめた「ニュース」を作成し、地域に配布する。

#### (3) 履行期限 平成25年2月28日

### 2 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること
- (3) 世田谷区から指名停止または入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと
- (5) 平成19年度以降に東京都及び都内区市町村、または東京都近郊の政令指定都市において、同様の業務を行った実績を有すること

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行なわず、参加資格の確認のみを行なう。

### 4 提案書を特定するための評価基準

評価項目は、主に下記の項目とし、採点方式で評価する。

- (1) 一次審査（書類審査）
  - ① 予定技術者の実績と実施体制（書類）
  - ② 過去の業務実績（書類）
- (2) 二次審査（書類審査、ヒアリング）
  - ① 企画提案書（書類）
  - ② 予定技術者の取り組み意欲等（ヒアリング）

## 5 手続き等

### (1) 担当部署

世田谷区みどりとみず政策担当部公園緑地課建設担当 高木・目黒  
郵送先：〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号  
窓口：世田谷区役所城山分庁舎1階  
電話：03-5432-2478  
ファクシミリ：03-5432-3083

### (2) 説明書の交付期間、場所

- ① 期間：平成24年5月1日（火）から5月18日（金）  
土日祝日を除く8時30分から17時まで
- ② 交付場所：世田谷区みどりとみず政策担当部公園緑地課窓口で配布、または区のホームページからのダウンロード

### (3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

- ① 期限：平成24年5月18日（金）17時まで
- ② 提出場所：(1) に同じ
- ③ 方法：持参若しくは郵送

### (4) 提案書（一次審査資料）の受領期限、提出場所及び方法

- ① 期限：平成24年6月11日（月）17時まで
- ② 提出場所：(1) に同じ
- ③ 方法：持参若しくは郵送

### (5) 提案書（二次審査資料）の受領期限、提出場所及び方法

※一次審査通貨者のみ

- ① 期限：平成24年7月2日（月）17時まで
- ② 提出場所：(1) に同じ
- ③ 方法：持参若しくは郵送

## 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無 有

平成25年度 （仮称）上用賀公園基本設計作成及び住民会議運営

平成26年度 (仮称) 上用賀公園実施設計作成及び住民会議運営

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は、説明書による。